

# 青森県報

第二千六百八十四号

平成十八年  
九月二十五日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
青森県民生委員の定数の一部改正	(同)	四
クリーニング師試験の施行	(保健衛生課)	六
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(団体経営改善課)	六
青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開	(水産振興課)	六
道路の区域の変更	(道路課)	七
道路の供用の開始	(同)	七
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	七
出先機関		
土地改良区の役員の住所変更	(中南地域民局)	八
土地改良区の役員の就任及び退任	(同)	八
土地改良区の役員の就任	(東地方農林水産事務所)	九
土地改良事業の工事の完了	(同)	九

## 告 示

青森県告示第六百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定期間
	主たる事務所の所在地	名称		所在地	年月日	
株式会社イリエ	青森市大字安田六字近野三六六の六	いりえヘルパーステーション	訪問介護	青森市大字横内字亀井二五の一	平成一八・九・一	
株式会社コムスン	東京都港区六本木一丁目一〇の六 六本木ヒルズ ズ森タワー	株式会社コムスン弘前城東ケアセンター	"	弘前市大字城東中央五丁目一〇の一	一八・八・一	
株式会社まごころ	五所川原市大字稲見字稲葉四九の一	介護サービスまごころ	"	五所川原市大字稲見字稲葉四九の一	一八・七・三	
株式会社笑笑	八戸市小中野六丁目八の三〇	株式会社笑笑	"	八戸市小中野六丁目八の三〇	一八・八・八	
株式会社多田木工製作所	山形県天童市三日町四丁目二の三	株式会社多田木工製作所青森	福祉用具貸与	青森市大字荒川字成瀬二一の二	一八・七・一	
社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会	上北郡おいらせ町下前田一五八の町一	おいらせ町社会福祉協議会	訪問介護	上北郡おいらせ町下前田一五八の町一	一八・四・一	

青森県告示第六百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五條の二第一号の規定により告示する。

グリーンプ ホーム達	有限会社 グリン ・グリン ・グリン	特定非営 利活動法 人柳沢	社会福祉 法人緑風 社	〃	社会福祉 法人三笠 苑	社会福祉 法人つく し	〃	〃
東津軽郡 蓬田村 大字一 の二八	青森市本 町二丁 目一の一 四	三戸郡上 町大字 赤保内 一五の二 六九	平川市沖 館和田 八四	〃	平川市館 田西和 田一九五	西津軽郡 鰺ケ沢 大字浮田 今須八七 の一	〃	〃
認知症対 応型共同 生活介護	〃	訪問介護	認知症対 応型通所 介護	認知症対 応型共同 生活介護	〃	通所介護	訪問入浴 介護	通所介護
有限会社 グループ ホーム達	ヘルパー ズ イン グ ル ッ ド	いちよう の郷 ヘルパ ー ズ イン グ ル ッ ド	平賀デイ サービス 瑞穂	グループ ホーム 関連	デイサー ビス センター 関連	デイサー ビス センター や らぎ	おいらせ 町社会 福祉協 会 訪問入 浴サ ー ビス ステ ー シ ョ ン	おいらせ 町社会 福祉協 会 訪問入 浴サ ー ビス ステ ー シ ョ ン
東津軽郡 蓬田村 大字一 の二八	青森市大 字四ツ 石里見 一〇七 号	三戸郡上 町大字 赤保内 一五の二 七二	平川市沖 館和田 八四	〃	平川市碓 ケ関鯨 森九〇の 一	西津軽郡 鰺ケ沢 大字浮田 今須八七 の一	〃	〃
一六・八 二	〃	一六・七 一	一六・四 一	〃	〃	一六・七 一	〃	〃

平成十八年九月二十五日

株式会社 多田木工 製作所	株式会社 まごころ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	株式会社 コムスン	株式会社 イリエ	名称	介護予防事業者
山形県天 童市一 丁目二 の四	五所川原 市大字 稲葉四 九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京都港 区六本 木一〇 丁目六 本ビル ズ森 タワー	青森市大 字安田 六三六 の六	主たる事 務所 所在地	介護予 防事 業の種 類
介護予 防用具 貸与	〃	〃	〃	〃	訪問介護 介護	訪問入浴 介護	〃	〃	訪問介護 介護	名称	介護予 防事業 所
株式会社 多田青 島製作所 エルラン ド	介護サー ビス まごころ	株式会社 コム アセン タ	株式会社 コム アセン タ	株式会社 コム アセン タ	株式会社 コム アセン タ	株式会社 コム アセン タ	株式会社 コム アセン タ	株式会社 コム アセン タ	株式会社 コム アセン タ	名称	所在地
青森市大 字荒川 二の二 成瀬	五所川原 市大字 稲葉四 九	八戸市 川三丁 目二の 三	青森市 橋本三 丁目一 五	弘前市 大字東 中央五 丁目一 〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六・七 一	一六・七 三	〃	一六・四 一	一六・八 一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	指 年月 日定

青森県知事 三村 申 吾

社会福祉 法人桂久社	"	"	"	"	"	社会福祉 法人外ヶ 浜町社会 福祉協議 会	"	"	"	社会福祉 法人めく み会	社会福祉 法人つく し会
北津軽郡 大津廻郷 山九一の 二の二東 田下町	"	"	"	"	"	東津軽郡 外ヶ浜 町平館野 田一ヶ 川二〇八 の一の 川	"	"	"	青森市大 字荒川 一〇の 二	西津軽郡 浮田郷 今須八 七の一 の七の 一の字
通介 所護 予防	訪介 問護 予防	訪介 問護 予防	通介 所護 予防	訪介 問護 予防	通介 所護 予防	短介 期護 予防 生活 介護 所	訪介 問護 予防	"	通介 所護 予防	訪介 問護 予防	通介 所護 予防
湖 水 庄 み ず と ま と の セ ン タ ー ビ ジ ネ ス	外ヶ 浜 町 社 協 会 の 訪 問 介 護 所	外ヶ 浜 町 社 協 会 の 訪 問 介 護 所	外ヶ 浜 町 社 協 会 の 訪 問 介 護 所	外ヶ 浜 町 社 協 会 の 訪 問 介 護 所	外ヶ 浜 町 社 協 会 の 訪 問 介 護 所	特 別 養 護 老 人 の ホ ム シ ョ ー の ト ン テ イ ト ン	"	デ ィ セ ン タ ー ビ ジ ネ ス	"	デ ィ セ ン タ ー ビ ジ ネ ス	デ ィ セ ン タ ー ビ ジ ネ ス
北津軽郡 大津廻郷 山九一の 二の二東 田下町	"	"	東津軽郡 外ヶ浜 町平館野 田一ヶ 川二〇八 の一の 川	"	東津軽郡 外ヶ浜 町平館野 田一ヶ 川二〇八 の一の 川	東津軽郡 外ヶ浜 町平館野 田一ヶ 川二〇八 の一の 川	"	青森市大 字荒川 一〇の 二	"	青森市大 字安田 一七の 七の七 の七の 七の字	西津軽郡 浮田郷 今須八 七の一 の七の 一の字
一六・二〇・一	"	"	"	"	"	一六・七・一	"	"	"	一六・四・一	"

名 称	居宅介護支援事業者		所在地	指 定 日
	主たる所在地	居宅介護支援事業所		
社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会	上北郡おいらせ町下前田一五八の二	おいらせ町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	上北郡おいらせ町下前田一五八の二	平成 一六・四・一
医療法人恵仁会	三戸郡子町大字八子の八	ケアセンター 慈花苑	三戸郡子町大字八子の二	一六・八・七
医療法人尚志会	十和田市大字相坂五〇	居宅介護支援事業所 八ツク	八戸市大字岩泉町七	"
青森県南清掃株式会社	十和田市大字三野崎四〇	居宅介護支援事業所 南サボ	十和田市大字三野崎四〇	"

青森県告示第六百九十一号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。  
平成十八年九月二十五日  
青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者		所在地	指 定 日
	主たる所在地	居宅介護支援事業所		
社会福祉法人里見丘福祉会	青森市幸畑五丁目八の三八	セイター ビス 里見	青森市幸畑五丁目八の三八	一六・四・一
有限会社 グリーン	青森市本町二丁目一四	ヘルパーズ リング ユーティリティ	青森市大字四ツ石里見一三の七	一六・七・一
株式会社 笑美	八戸市小中野六丁目八の三〇	株式会社 笑美	八戸市小中野六丁目八の三〇	一六・八・八

特定非営利活動 法人自立支援セ ンターフイフテ イン	八戸市大字売市 の六〇リノクサ 字左水門下二 イドマンシヨク 三〇三	在宅介護支援セ ンターふあれす と	上北郡おいらせ 町中野平四〇の 一イオン下田S C2F	一四・三・一
-------------------------------------	--	-------------------------	--------------------------------------	--------

青森県告示第六百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	名 称	主たる事務 所在地	名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社多田木 工製作所	山形県天童市一 日町四丁目二の 三	株式会社多田木 工製作所ウエル ランド青森	青森市大字荒川 字成瀬二一の二	平成 一八・七・一	

青森県告示第六百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

地域包括支援センター	主たる事務 所在地	名 称	所 在 地	指 定 年月日
		介護予防支援事業所		

むつ市	むつ市金谷一丁 目一の一	むつ市地域包括 支援センター	むつ市金谷一丁 目一の一	平成 一八・七・一
-----	-----------------	-------------------	-----------------	--------------

青森県告示第六百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具 販売事業者	名 称	主たる事務 所在地	名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社多田木 工製作所	山形県天童市一 日町四丁目二の 三	株式会社多田木 工製作所ウエル ランド青森	青森市大字荒川 字成瀬二一の二	平成 一八・七・一	

青森県告示第六百九十五号

平成五年十二月八日青森県告示第八百四十二号（青森県民生委員の定数）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

弘前市	市 町 村 名	民生委員の定数
		四〇六人

大鰐町	藤崎町	西目屋村	深浦町	鱒ヶ沢町	外ヶ浜町	蓬田村	今別町	平内町	平川市	つがる市	むつ市	三沢市	十和田市	五所川原市	黒石市	八戸市
四〇人	四一人	九人	四四人	六〇人	三九人	一一人	一八人	四五人	九五人	一二八人	一六九人	九三人	一四八人	一六四人	九七人	五二〇人

五戸町	三戸町	佐井村	風間浦村	東通村	大間町	おいらせ町	六ヶ所村	東北町	横浜町	六戸町	七戸町	野辺地町	中泊町	鶴田町	板柳町	田舎館村
五六人	四五人	一四人	一二人	二六人	一七人	五五人	三四人	五一人	二二人	二八人	五六人	四四人	五二人	四五人	四六人	二六人

田子町	二 四人
南部町	六 八 人
階上町	三 四 人
新郷村	一 二 人
計	二、八八三人

青森県告示第六百九十六号

平成十八年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）第五条第一項の規定により告示する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成十八年十一月十八日（土）
- 2 場所 青森市大字戸山字宮崎二二の一

二 受験願書受付期間

平成十八年十月二日（月）から同月十六日（月）まで。ただし、郵送による場合は同月十六日（月）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

- 青森市長島一丁目の一
- 青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、各地方健康福祉こどもセンター保健部（保健所）又は青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配

布する。

青森県告示第六百九十七号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表大戸瀬第二区域の項を次のように改める。

大戸瀬第一区域	1 いかつり漁業
大戸瀬漁業協同組合の地区のうち、大戸瀬第一区域以外の地区	2 たい・ぶり定置漁業及び底建網漁業
	3 底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業
	4 小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業
	5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業

青森県告示第六百九十八号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	聴聞の期日及び場所
-------	-----------

氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	期 日	場 所
津 嶋 正 行	むつ市大畑町中島七 八番地	平成十八年 十月十三日 午後二時	青森市長島一丁目 一番一号 青森県庁北棟七階 A会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項  
青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課  
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七・七三四・九五九三)

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	九艘泊脇野 沢線	むつ市脇野沢蛸田一四四の九から むつ市脇野沢蛸田一四四の九まで		前	二七・〇〇メートルから 一三・〇〇メートルまで	一六〇・〇〇メートル	
					後	三八・〇〇メートルから 三〇・〇〇メートルまで	一六〇・〇〇メートル	

青森県告示第七百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日

2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

青森県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

県道 九艘泊脇野沢線	むつ市脇野沢蛸田一四四の九から むつ市脇野沢蛸田一四四の九まで	平成二六・二五
---------------	------------------------------------	---------

青森県告示第七百一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

あすなる農業協同組合油川支店 青森市大字油川  
を

あすなる農業協同組合油川支店 青森市大字羽白  
に改める。

**出 先 機 関**

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平  
川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の  
規定により公告する。

平成十八年九月二十五日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所変更の 年 月 日
理 事	對馬陸奥雄	旧住所 平川市苗生松上東田九六の四 新住所 平川市苗生松上東田二一〇	平成一八・二七

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平  
川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七  
項の規定により公告する。

平成十八年九月二十五日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	小山内健一	平川市大光寺一滝本一五三	平成一八・二三就任
	杉田利八郎	館田中前田一〇七の八	
	今井 誠弘	館山下扇田五六	
	須々田勝男	本町北柳田七六の一	
	寺山 満	岩館村元九の一	
	三浦 國雄	大坊竹内一一九の二二	
	栗林八千夫	柏木町東田一三六の五	
	二本柳敏夫	石畑岡元一七の一	
	成田 正栄	大坊竹内三	
	齋藤 博彦	弘前市大字石川字石川一三五の一	
	今井 幸彦	平川市松館浅井七五の二	
監 事	今井 孝	館山上扇田九の二	
	古川 昭二	柏木町柳田一一二	
	岩淵恵津雄	原田稲元六四の二	
	小林喜代司	苗生松上東田七六の二	
	今井 幸彦	平川市松館浅井七五の二	
	齋藤 博彦	弘前市大字石川字石川一三五の一	
	成田 正栄	大坊竹内三	
	三浦 一雄	石郷柳田四六の七	
	小山内健一	大光寺一滝本一五三	
理 事	杉田利八郎	館田中前田一〇七の八	一八・二三退任
	今井 誠弘	館山下扇田五六	
	須々田勝男	本町北柳田七六の一	
	寺山 満	岩館村元九の一	
	對馬陸奥雄	苗生松上東田二一〇	
	岩淵 義美	原田稲元四三の一〇	
	三浦 國雄	大坊竹内一一九の二二	
	栗林八千夫	柏木町東田一三六の五	
	二本柳敏夫	石畑岡元一七の一	
	成田 正栄	大坊竹内三	
	齋藤 博彦	弘前市大字石川字石川一三五の一	
	今井 幸彦	平川市松館浅井七五の二	

監事	今井 孝	館山上扇田九の二
古川 昭二	三浦 一雄	石郷柳田四六の七
柏木町柳田一二二		
〃	〃	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年九月二十五日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理事	工藤 貞義	青森市浪岡大字銀字前田二一	平成一八・九・三〇

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年九月二十五日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了 年月日
十七年災農業用施設災害復旧事業 五・一〇一	蓬 田 村	平成一八・七・三

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭